



長野県報

9月15日(木)
平成28年
(2016年)
第2808号

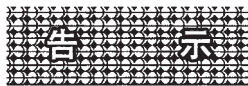
目次

告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 1
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 2
- 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課) 3
- 公共測量の実施(2件)(建設政策課) 3
- 公共測量の終了(建設政策課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 3
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 4
- 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 5

公告

- 特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課) 5
- 随意契約の相手方の決定(財産活用課) 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定(税務課) 7
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下書の提出(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 7
- 農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 7
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課) 8
- 都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課) 8
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 9
- 特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(生活排水課) 9
- 特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) 9
- 平成27年度地方独立行政法人長野県立病院機構の財務諸表(医療推進課) 10



医療推進課

長野県告示第513号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年9月15日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人 国立病院機構 東長野病院	長野市上野2丁目477番地	平成31年10月24日

長野県告示第514号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年9月15日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 通所介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	長野市鶴賀34番1	ハートフルノーマライ	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 介護予防通所介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	長野市鶴賀34番1	ハートフルノーマライ	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	長野市栗田北中336	社会福祉法人暖家訪問介護長野事業所	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 介護予防訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	長野市栗田北中336	社会福祉法人暖家訪問介護長野事業所	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人綿半野原積善会	飯田市上郷別府2230-8	特別養護老人ホーム笑みの里	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人綿半野原積善会	飯田市上郷別府2230-8	特別養護老人ホーム笑みの里	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 介護老人福祉施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人綿半野原積善会	飯田市上郷別府2230-8	特別養護老人ホーム笑みの里	平成28年9月1日
社会福祉法人佐久平福祉会	佐久市平賀741番地	特別養護老人ホーム佐久平愛の郷	平成28年9月1日
社会福祉法人佐久平福祉会	佐久市平賀741番地	ユニット型特別養護老人ホーム佐久平愛の郷	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 住宅型有料老人ホーム）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	長野市北尾張部707-3	暖家尾張部	平成28年9月1日
社会福祉法人暖家	長野市若里2丁目10番1号	ウィズ若里	平成28年9月1日
社会福祉法人暖家	長野市大字鶴賀34-1	スミトマール	平成28年9月1日

（登録特定行為事業者 サービス付高齢者賃貸住宅）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	長野市長野駅周辺第二土地区画整理事業地区103街区4-1・4-2号5・10・11	ビーマイセルフ暖家	平成28年9月1日

介護支援課

長野県告示第515号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成28年9月15日

長野県知事 阿部守一

下伊那郡阿智村春日3281番1、3283番、3285番2、3285番5、3285番6、3285番7、3286番2、3286番5、3287番2、3291番3、3332番1、3339番2、3339番3、3339番4、3340番1、3340番2、3340番5、3340番6、3340番8及び3340番9

産業立地・経営支援課

長野県告示第516号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年9月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間
平成28年9月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第517号

国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年9月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 標高データ（地図情報レベル1000、1.0mメッシュ）
- 2 作業期間
平成28年8月30日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域
松本市、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第518号

須坂市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年9月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（須坂市都市計画基本図作成1/2,500）
- 2 作業期間
平成28年6月27日から平成28年8月31日まで
- 3 作業地域
須坂市

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月15日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 西伊那線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市中沢7780番の1地先から 駒ヶ根市中沢7451番の3地先まで	旧	14.0～25.0 m	0.0580 km
同 上	新	18.5～26.5	0.0580

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 宮田沢渡線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西春近5820番の4地先から 伊那市西春近5799番地先まで	旧	6.0～10.0 m	0.0660 km
同 上	新	9.0～12.0	0.0660

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 車屋大久保線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市東春近4091番の1地先から 伊那市東春近3690番の1地先まで	旧	4.5～8.0 m	0.3430 km
同 上	新	10.0～10.3	0.3430

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月15日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 117号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から 中野市大字豊津字矢倉田3044番の4地先まで	旧	m	km
同上		12.0~18.7	0.2470
中野市大字豊津字東川端2539番地先まで	新	14.1~24.0	0.2152
同上		12.0~18.7	0.2470
中野市大字穴田字橋場3番の1地先まで	新	14.1~33.3	0.6542
同上		14.1~33.3	0.6542

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 南永江替佐停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字豊津字東川端2479番の16地先から 中野市大字豊津字東川端2520番の1地先まで	旧	m	km
同上		11.4~25.1	0.2800
同上	新	11.4~25.1	0.2800
同上		13.6~42.4	0.2543

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 三水中野線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字上今井字南大原1306番の3地先から 中野市大字栗林字川原1039番の1地先まで	旧	m	km
同上		17.0~49.5	0.4190
同上	新	29.0~66.0	0.4190
同上		29.0~66.0	0.4190

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月15日

長野県伊那建設事務所長 坂田 浩一

- 1(1) 路線名 西伊那線
 (2) 供用を開始する区間
 駒ヶ根市中沢7780番の1地先から
 駒ヶ根市中沢7451番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年9月15日
 2(1) 路線名 宮田沢渡線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市西春近5820番の4地先から
 伊那市西春近5799番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年9月15日
 3(1) 路線名 車屋大久保線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市東春近4091番の1地先から
 伊那市東春近3690番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年9月15日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

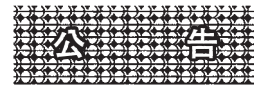
その関係図面は、告示の日から平成28年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月15日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1 路線名 117号
 2 供用を開始する区間
 中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から
 中野市大字穴田字橋場5番の3地先まで
 3 供用を開始する期日 平成28年9月16日

道路管理課



選告示第52号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成28年9月15日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

35,505	35,396
321,904	321,223
106,382	106,166
66,355	66,175
47,051	46,924
20,174	20,082
28,459	28,369
13,877	13,825
19,525	19,441
12,017	11,994
18,963	18,913
9,138	9,114
18,960	18,868
8,193	8,132
6,944	6,889
21,794	21,753
18,623	18,605
39,619	39,549
21,551	21,462
8,478	8,455
27,340	27,270
7,288	7,235
23,029	22,952
17,222	17,146
8,346	8,297
6,563	6,535
9,098	9,055
6,764	6,730

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年9月15日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
庁内ネットワーク機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成29年3月1日から平成34年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>